中途養育者への支援欠如は子どもの権利侵害である

—— 実親以外を支援しない制度設計は国家責任である

第 1 章　問題の位置づけ

日本では、実親以外が子どもを引き取って育てると、支援制度の対象から外される。

これは「支援が届いていない」のではなく、**制度が最初から支援を排除する設計になっている**ためである。

実際に支援の対象外とされるのは、以下のような養育形態である。

中途養育者

親族・継親・知人・未成年後見人・（養子縁組家庭含む）など

→ 出生後に継続して子を育てているにもかかわらず、制度の外側に置かれやすい層

第 2 章　制度構造の問題

現在の支援制度は「子どもがどの家庭で暮らしているか」ではなく、

「誰がその子を育てているか」で支援の有無を選別している。

養育形態	支援の扱い
里親制度に登録 → 委託された子	支援あり
親族・継親・知人が引き取る	支援なし
養子縁組して育てる	支援なし
未成年後見人として育てる	支援なし

→ 家庭で引き取るほど支援が消える「逆転現象」 が発生している。

第 3 章　中途養育者の定義（制度差別としての位置づけ）

中途養育者とは、実親以外が子どもを継続的に養育しているにもかかわらず、

里親制度・施設のような「制度内養育」から排除され、支援を受けられない養育者の総称である。

同じく「家庭で子どもを育てている」にもかかわらず、

- 里親制度＝支援される
- 親族・継親・知人＝支援されない

という **制度境界による差別的取扱い** が存在する。

第 4 章　養子縁組してもしなくても支援がない国

「養子縁組すれば支援される」という誤解があるが、実際には違う。

- 養子縁組をしても、公的支援はほぼ存在しない

- 養子縁組しなくても、公的支援は存在しない
- つまり **支援の有無は養育内容ではなく“法的位置づけ”でしか決まらない**

→ 子どもの最善の利益ではなく、制度分類が支援を決めている。

第 5 章　法的評価

- **子どもの権利条約 第 3 条・第 20 条に基づく国家義務を果たしていない状態である**
- 2016 年児童福祉法改正で明記された「家庭養育優先原則」に反している
- 現状は「制度不足」ではなく **国家の制度設計による権利排除** である

第 6 章　結論

本件は個別家庭の問題ではなく、

「実親以外を支援対象から外す」制度設計そのものの問題である。

これは単なる制度の不備ではなく、

制度を通じた国家的不作為による子ども虐待（構造的権利侵害）である。

第 7 章　政治に求める対応

1. 中途養育者を制度上の支援対象として明記する立法措置
2. 児童福祉法および関連制度の「実親前提モデル」の是正
3. こども家庭庁への制度是正要求
4. 国会質問・附帯決議による論点化
5. 国際人権条約監視機関への報告体制の整備

提出者：中途養育者サポートネット
（代表提出者：町田彰秀）